

マネージメント・レター No.211

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について

平成 18 年度税制改正で創設された上記制度については、具体的には、平成 19 年 3 月決算よりの適用になります。国税庁のホームページに平成 18 年 12 月時点で、同制度の質疑応答事例が記載されています。この制度は、法令的な解釈が極めて難しいことから、このような形態（質疑応答）になったものと思われま

I 制度の概要

- ① 特殊支配同族会社（平たく云うと同族会社の持株割合が 90%以上の会社）で、その法人の業務主宰役員（一般的に云うと社長）に支給する役員給与の給与所得控除相額は、損金の額に算入しないというものです。
- ② 適用除外（具体的にいうと）
 - 1 同族会社の持株割合が 90%未満の会社は、該当しない。
 - 2 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の人数合計が、常務に従事する役員の数全体の 50%以下である場合には、該当しない。

II 業務主宰役員の意義

- ① 一般的には、経営権を有する代表取締役社長が該当しますが、判定要素としては事業計画の策定、金融機関との融資契約の実行（保証）、人事権の行使等の実質的な要素により判断されます。

III 使用人兼務役員の判断

- ① 役員として、業務執行の意思決定及び業務の実質的な遂行をしている場合には、常務に従事する役員に該当することになります。
- ② 職務執行の対価の判断からは、その使用人兼務役員の給与総額に占める役員給与の割合が 50%超となる場合と国税庁は、一つの指針を示していますが、実務性を鑑みたときは、絶対的な判断要素にはならないものと思われま

 今月のワンポイント 

平成 19 年から地方分権を進めるため国税（所得税）から地方税（住民税）への税金が移し替えられています。これによって、所得税は本年 1 月より減少し、住民税は 6 月から増加します。結果的には±0 という事になりますが給与計算時にはご注意ください。